

パブリックコメントの結果について

募集期間:平成29年7月15日～8月14日

応募件数:7件

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
1	アイデアポストへ投函	・市内に住所を有する人 ・本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人	P9. 対象としないゴミ 大型のダンボールは以前同様しばって出して良いと明記して欲しい。(ちいさく切って、もえるものとして出す老人がいました。) P10. 指定袋の容量 核家族が増え、老人2人暮らしが増えている昨今、特小の10ℓの袋でも大きいと思われる。5ℓの袋も用意して欲しい。ゴミ出しに集積所で見ると小さな袋がたくさんある。これを更に指定袋に入れるのはムダ。家庭用の新聞のゴミ箱に指定袋をいれておき、又、台所のゴミ箱に指定袋を入れておき、そのままゴミとして出せるのか。主婦として一番便利で有難い。御一考を切に希望する。ゴミを少なくし弘前市民の民度を上げて欲しい。説明会が夜6:30とは遅すぎる。家庭の主婦は最も忙しい時間帯だ。考えてほしい。	・ダンボールについては、これまで同様に紙ひもなどで縛っていただくことや、細かいものは透明または半透明の袋に入れて資源物として出して頂くよう、周知を図りたいと考えております。 ・5リットルの袋については、先進事例を参考に、最少を10リットルと設定しています。サイズ設定を増やすと、袋の販売価格が高騰することが予想されることから、これより小さな容量を定める予定はありません。 ・新聞等の古紙類はこれまで同様に紙ひもなどで縛って出して下さい。台所の生ごみは水切りを行い、指定袋に入れて燃やせるごみに出して下さい。 ・説明会の時間設定について、ご不便をお掛けして申し訳ございません。説明会の他、各種団体や町会などの会合にお伺いして個別に説明することも可能ですので、環境管理課廃棄物政策係までお問い合わせ下さるようお願いいたします。
2	アイデアポストへ投函	・市内に住所を有する人	ごみの有料には良いと思います。そうなった時は45ℓの袋だけでなく小サイズも用意してほしいです。減量になればコンパクトサイズも必要。一人暮らしの人は少ないので、よろしく願います。	・「家庭系ごみ指定袋制度」の導入について(素案)、10ページに記載しているとおり、近年増加している、核家族世帯や単身世帯などにも配慮し、各世帯がごみの排出量に応じて袋のサイズを選択できるよう、以下の複数サイズの指定袋を設定する予定です。 形状:一般的な平袋タイプと取っ手付き袋タイプの2種類 大きさ:平袋タイプが45、30リットルの2種類、取っ手付き袋タイプが、45、30、20、10リットルの4種類
3	郵送	・市内に住所を有する人	「ごみの減量化・資源化」をして「持続可能な社会を実現」としていることは理解できます。異議ありません。今回提案の「指定袋制度」は私共低収入の者にとっては、生計への大打撃です。今回の提案は納得できません。年金生活者となってからは、いかに支出を控えるかは重要な課題です。現在の緑色と資源ごみ用の透明の袋は購入はしていますが、必要時のみの使用です。週2回の燃えるごみは、生協の配達に使われる袋を2重にして(ガラスから中身が見えないように間に新聞紙を挟んで)使っています。出費を極力控える努力です。ごみを出す側(市民)の減量化の努力(水切りをしっかりとる、食品ロスをなくするほか)は、今回の「指定袋制度」の提案とは別に必要なことです。どうか私共多くの市民、貧者の声に耳を傾ける市政を望みます。上の声でなく、下の者の声をお聞き届け下さいますように。よろしく願います。	・市民の皆さまには新たな負担をお掛けすることになりますが、「持続可能な社会の実現」に向けた、重要な施策と考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。 また、ご意見のとおり、「指定袋制度」だけではなく、生ごみの水きり、食品の使いきり、食べきりといった取り組みを行っていただくことで、更なる減量の効果が期待できると考えております。こうした、指定袋制度と併せて行う施策を市全体で取り組んでいただけるよう、情報提供や周知を図りたいと考えています。引き続きご協力をいただきますようお願いいたします。
4	アイデアポストへ投函	・市内に住所を有する人 ・家庭系ごみ指定袋制度(素案)に利害関係を有する人	7月26日の説明会に参加しました。緑色の袋は制度導入後「使用できない」ということでした。使いきるように努力はするが、余った分の活用先を考えてほしいです。正直いうと10枚5円で買いつけてほしい。(が無理でしょう)無償提供の呼びかけをして回収し、イベント時に使用する。回収してリサイクル品(エコバックやビニル傘など)にして売るなど活用先を考えてほしい。ゴミは最初は商品なのだから。13p、5、(2)の3行目。毎戸配布冊子の作成～ですが、毎戸配布の必要はないと思う。見ない人は見ません。紙資源のムダになると思います。町会で配布やヒロロなどの関係先でお知らせが良いと思います。	・現在使用されているごみ袋は、市が買い取ることはできません。現在販売されている緑色袋は、市が指定している訳ではなく、「中身が判別できる無色透明または半透明の袋」であれば、緑色袋以外でも排出することが可能となっています。また、緑色袋のみを買い取ることは、公平性の観点上からも困難であると考えております。しかしながら、ごみ袋の在庫を抱えているご家庭もいらっしゃるから、資源循環の観点上からも、現在お持ちのごみ袋を活用できるような対策を検討していきます。 ・毎戸配布冊子については、ごみの減量化・資源化に関する意見交換会で、具体的にどのような方法でごみを減らすことが出来るのか知りたいため、冊子を配布して欲しいという声が多くありました。そのため、多くの皆さまに興味を持っていただくよう構成を工夫したごみ広報誌を作成し、広報ひろさき8月1日号と同時配布させていただきました。また、「紙資源が無駄になる」、「見ない人は見ない」というご意見もあるかとは思いますが、市としては、ごみの減量化・資源化が喫緊の課題である中、普段ごみに興味・関心がない人にも、少しでも興味・関心を持っていただくよう、周知啓発を強化しなければならぬと考えています。その上で、記載内容を工夫し、一度でも目を通してもらう努力し、無駄になる紙資源以上の減量効果を生み出すことのできる広報誌の作成を目指していきます。また、広報誌の配布だけに満足することなく、職員が個別に市民の皆様との会合等にお邪魔して説明する機会を増やすなど、周知方法についても工夫していきたいと考えております。
5	アイデアポストへ投函	・市内に住所を有する人	4. 指定袋制度の仕組み ①対象とするごみ 葉や草について、夏場は家のごみより多くなることもあるので回収場所が別に近くにあればよいと思います。 軽トラの貸出しもあればよいのでは。 青森県は家庭菜園が多いと思いますので、こちらのゴミのリサイクルも考えてください。	・市が委託しているごみ収集運搬業務は、年度ごとの発注であるため、季節に応じて収集回数・収集場所を全市的に変更することは実務上困難であると考えています。また、費用対効果の観点からも難しいと思われれます。そのため、お手数ですが、葉や草が大量に出る場合はこまめに出していただくことをお願いいたします。 ・軽トラックの貸出しは現在考えていませんが、今後ニーズ等を研究するなど参考とさせていただきます。 ・家庭系ごみでは、生ごみをいかに減らすことができるかが取り組みの大きなポイントとなります。生ごみの堆肥化などの取り組みも推進していきたいと考えております。

6	アイデアポスト へ投函	・市内に住所を有する人	<p>①上記下線部分の『原案』というは何を指すのか不明ですが、以下『素案』と読み替えて意見を記載します。また、素案という形で提案されましたが、この内容にはとても批判的になります。その理由は後段で述べるとして、「ごみの減量化、資源化を進め」ことや「持続可能な社会」を実現することには反対するものではありません。寧ろ私は推進に積極的な立場です。</p> <p>②「2. ごみ処理の現状」について (1)では家庭ごみについて数字を示しながら(2)では事業系ごみを含む一般廃棄物全体についてときにより視点を変えています。(1)で家庭ごみを取り上げたのですから、(2)では事業系のごみについてきちんと状況分析を報告すべきではないでしょうか。これでは議論のすり替えとも受け取られます。昨年4月の議会における一般質問とその答弁では、家庭ごみの問題以上に事業系ごみの排出量が問題だということが明らかにされていました。より深刻なのは後段で詳述すとおり、事業系ごみの排出量です。議論するための前提となるべき論点整理をしない、寧ろ、はぐらかすような提示をしたまま提案するという手法には賛成できません。改めて「素案」において事業系ごみの問題も整理して示した上でパブリックコメントを求めるべきです。したがって、提案はいったん撤回して下さい。</p> <p>③「3. 指定袋制度の概要」について この(1)では、「ゴミ出しマナーの徹底や、収集場所の乱雑化防止などを図る」ために「市が規格・仕様を指定したゴミ袋を使用する」と述べているようです。マナーの問題と袋を指定することとは議論の方向、カテゴリーが異なるのではないのでしょうか。これは、(3)の部分にも共通するものです。「分別を守らない」「決められた日時以外に出す」ということと、ゴミ袋を指定することとの関連性を無理矢理繋げるような議論の飛躍は、一見説得的なようで議論すべき本質をはぐらかします。別の問題ではないでしょうか。社会心理操作ともいえるこの種の手法を用いることは行政としては避けるべきです。また、(3)の②記載の「自分が出したごみを自分で責任を持って処理する意識づくりの強化」は、「4. 指定袋制度の仕組み」の⑥では「記入欄の設定を検討している」理由にゴミ出しルールが守られていないことが強調されて述べられているように、結局はゴミ袋に個人情報に記載させることにつながります。ルールの遵守、マナーの向上と引き替えに「ごみの見える化」を強要し、プライバシー権を放棄させようとするのには反対です。プライバシーに関わって、いろいろなところで「隠すことはないのだから…」というようなご意見を耳にしますが、プライバシー権は何かを隠すためにあるのではなく、個人がその人らしく生きる、個人の尊厳を守るためにあるのだと思います。個人の権利の源です。様々な経済状態で生活しています。「あそこの家庭ではこういうものを食べている」とか「こちらの家庭ではこんなものまでごみに出している」などというような周囲の目を気にして暮らす…ごみ袋の内容物が他人に見られる蓋然性が高まることを通じて、困る方は沢山いらっしゃるのではないのでしょうか。また、現状でも、鳥対策として有効だという趣旨で、生ゴミを新聞紙やチラシなどで覆って袋に入れて出している家庭も多々あります。色つきだったとしても内容物が見えるような透明化の強要は鳥対策と相容れず、逆行するのではないのでしょうか。</p> <p>④他市町村や他地域からのごみの持ち込み防止もいわれています。「素案」では、指定のごみ袋はスーパーなどで販売するという事です。そうすると、市内の販売店で購入すれば、他市町村の方も意味「合法的」にごみを持ち込めることになるのではないのでしょうか。また、指定した袋以外でごみを持ち込んだ場合、或いは、ルールを守らないゴミ出しがあった場合に、そのごみについては誰が最終的に責任を負うことになるのでしょうか。どういうことであれ、マナーが守られなければ、その町会や地域の担当者或いは住人が後処理をしなければならなくなるのではないのでしょうか。そうだとしたら、ゴミ袋を指定することを推進するのではなく、優先すべきはルールやマナーが守られていない現状をどのように克服していくのか、その方策を市民的に議論することだと考えますが如何でしょうか。</p> <p>⑤ゴミ袋を指定し、有料で購入させるのは、経済的に困窮している方々へ更に負担を強いるものになります。とりわけ高齢者世帯では年金収入が減っています。年金受給者の平均年金受給額を市は把握しているでしょう。その一方で健康保険料、介護保険料など公的負担が増えています。高齢者ばかりではなく、子育て世代を含め、経済的に困難さを背負っている方々に、例えわずかな金額だとしても、制度としてさらなる追い打ちを掛けるようなことはすべきではありません。税の制度は社会的な富の再配分にあります。そのことを基礎に政策は立案されるべきではないのでしょうか。</p> <p>⑥「4. 指定袋制度の仕組み」 結局、このごみ袋指定については啓発活動をしなければならぬようです。そうなのであれば、現状で、家庭ごみについては水切りをきちんとやることで20グラムの減量効果が期待される(「弘前市一般廃棄物処理基本計画」平成28年4月)ということですし、分別をきちんとやることや、リサイクルの推進。現在でも行われている「もったいない運動」としてのリサイクルごみの集積所の増設など、できることはたくさんあるはずで、ルールやマナーを守ろうという呼びかけを様々な場面や機会を通じてする、学校教育や公民館活動などの社会教育を通じて啓発を行うことなどの方が将来の社会＝弘前市にとってより大事で、有効なのではないのでしょうか。</p> <p>⑦前出の「弘前市一般廃棄物処理基本計画」の22頁によれば、1人1日当たりごみ排出量は弘前市と青森県平均との比較では、平成25年度の場合、家庭系が789gと727gであるのに対し、事業系は521gと342gです。家庭系が62gの差であるのに対し、事業系は179gの差で、家庭系に対して2.89倍となっています。加えて、議会での議論をみても、家庭ごみ以上に事業系ごみの対策をどうするか、ということの方が優先されるべき課題なのではないでしょうか。</p> <p>⑧決められた日時にごみ出しができないという理由の一つに住環境も挙げられると思います。日常生活から排出される古新聞や段ボール、ペットボトルなどを気軽に持ち込めるような集積場所の確保・設置をNPO法人に任せるだけではなく、市が率先して企業へも呼びかけをして、例えばスーパーやコンビニだけではなく、事業所の駐車場の片隅を活用するなどして集積場所を設置するなど有効だと考えます。そのことが事業所にとっても事業系ごみの減量化につながるのではないのでしょうか。</p> <p>⑨以上のように、ごみ減量化に有効なのは、ゴミ袋を指定し、それ以外に認めないということ制度化することではなく、市民の意識の高揚にあるのだと考えます。そのための方策を講ずることを優先すべきではないでしょうか。かつて、市がごみの十二分別などを提唱した時には、市の所管課職員の方々が各町会を回るなどして汗を流していたことが印象的でした。ごみ処理費用を新たに市民に負担させる、プライバシー権を脅かす蓋然性が高い提案には賛成できません。以上</p>	<p>①について ・記載されている「原案」は、「素案」と読み替えていただければと思います。ご不便をおかけして大変申し訳ございません。</p> <p>②について ・(1)で家庭系ごみの数値を示したのち、(2)で一般廃棄物全体の記載をしているのは、一般廃棄物処理基本計画で定められた一般廃棄物(家庭系ごみと事業系ごみの和)全体の目標値における、家庭系の位置付けを示すためのものです。また、後段3行では、「中でも、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量については、平成32年度までに109グラムの減量、平成37年度までに119グラムの減量を目標としています。そのため、平成32年度までに残り53グラムの減量が必要となります。」との記載をしていますが、これらの数値はいずれも家庭系ごみでの数値です。したがって、家庭系ごみの議論を、事業系ごみを含めた一般廃棄物全体にすり替えているわけではございません。</p> <p>・また、当市の事業系ごみは特に多いことについては把握しており、近年、大幅な減量を実施しているところですが、今回のパブリックコメントは、あくまで「家庭系ごみ指定袋制度の導入について(素案)」となっており、「家庭系ごみ」の減量化・資源化施策の一つとして捉えています。そのため、事業系ごみについての現状分析は、素案を議論する上での前提条件ではないと考えているため、記載していないものです。</p> <p>・なお、市では、平成27年度より専門職員の事業所訪問を実施しており、ごみの分別や排出方法などを確認・指導しているほか、事業所から出るリサイクルできる古紙類のリサイクル徹底を呼び掛けております。加えて、今年3月に「事業系ごみガイドブック」を作成し、配布するなど取り組みを強化しております。そのほか、事業所からごみ処理施設に持ち込まれるごみの処分には手数料がかかりますが、この手数料を、平成28年度から約2倍に改定しております。これは、これまで全国的に見ても安く設定されていた処分手数料を適正なものに改めると同時に、事業活動に伴うごみに対する責任を、しっかり事業者にも持ってもらうというものです。これらの取り組みを始めて以降、確実にごみの量は減少してきておりますが、全国や他の市町村に比しますと、まだまだ取り組みが必要な状況であるため、今後も事業系ごみ対策については、家庭系ごみ対策と併行して対策を強化していきます。</p> <p>③について ・(1)においては、「ごみの減量化・資源化を推進する」とともに、「ごみ出しマナーの徹底や、集積所の乱雑化の防止」などを図るとしており、(3)では、より詳しく記載し、主に4つの効果があるとしています。また、指定袋制度を採用している先進自治体へのヒアリングによると、指定袋制度の導入により、「分別を守らない」、「決められた日時以外に出す」などのごみ出しマナーが向上したと考えているという回答が多くなっていることから、「ごみ袋を指定すること」と「ごみ出しマナー」に一定の関連性を持たせることは議論の飛躍ではないと考えています。なお、「ごみの分別や適正排出の推進」は、あくまで指定袋制度の目的の一つであるため、その他の目的を複合的に検討していく必要があると考えています。</p> <p>・記入欄の使用については、管理する町会や集合住宅などによってニーズが異なるため、市が、ルールの例示のみを行うものとし、具体的には、町会名、大字名、町会の班名、集合住宅であれば部屋番号の記入などですが、ごみ収集は記入の有無に関わらず実施する予定です。そのため、個人名の記載を市が義務付けるわけではありません。集積所の多くは、町会等が管理しているもので、実情に合わせ集積所に出す際のルールを個別に設定することが可能な取扱いを考へております。また、当市においては、周辺自治体で先駆けたカラス対策を実施しておりますが、その結果、中身が見えるといった視覚的な対策ではなく、物理的な対策が最も有効であると考えております。そのため、今後も防鳥ネットの貸与や、ごみ集積ボックスの補助制度などを通じて、カラス対策を協力的に推し進めたいと考えております。</p> <p>④について ・指定袋の販売については、現在と同様、スーパーなどで販売を行う予定です。そのため、市外に住んでいる心ない方が、弘前市の指定袋を購入し、今後も「不法」にごみを持ち込むことは考えられます。しかしながら、指定袋を導入することで、一定の抑止力が働くと考えております。例えば、これまで「中身が判別できる無色透明または半透明の袋」であればどんな袋でも出すことができたため、持ち込む方も気軽に持ち込みやすい面がありました。これに対して、今後は、指定袋を購入するというひと手間が増えるため、一定の抑止力が働くと考えております。また、指定袋を使用しないで持ち込む方に対しても、集積所に出されているごみが指定袋できれいに統一されている中で、持ち込みを行うことには、一定の抑止力が働くものと考えております。ただし、市としても、個人のモラルやマナーに訴えかけるのみでは、抜本的な解決はできないと考えているため、他地区からの持ち込みが多い地域に対しては、町会等と連携し、記入欄に町会独自のルールを記載してもらい、町会のごみと、他地区からの持ち込みを区分しやすくと考えております。その上で、持ち込みが多い地域に対しては、重点的にパトロールを行うなどの指導体制を強化していきたいと考えております。そのほか、今後、町会において生じる集積所管理に関する問題については、個別の相談に応じ、対応していきたいと考えております。</p> <p>⑤について ・市民の皆さまには新たな負担をおかけすることになりますが、「持続可能な社会の実現」に向けた、重要な施策だと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。また、指定袋制度については、市が規格・仕様を定めたごみ袋を、事前に登録を受けた民間事業者が市場原理に基づいて販売するものですので、税や手数料とは概念が異なるものだと考えております。</p> <p>⑥について ・ごみの減量化・資源化については、これまでも広報ひろさきやホームページ、テレビ・ラジオ番組、キャンペーンイベントなどの多くの媒体を用いて広報を行ってきましたが、広報のみによる働きかけだけでは限界があると考えています。そのため、新たな施策として、県内のほとんどの自治体で実施している「指定袋制度」を導入することにより、一般廃棄物処理基本計画に定めた目標値達成を目指すものです。また、ごみを分別すればよいというリサイクル(再生利用)についての考え方のみではなく、そもそもごみになるものを出さないようにするというリデュース(発生抑制)やリユース(再使用)の考え方の啓発を強化していきたいと考えております。</p> <p>⑦について ・先述したとおり、当市の事業系ごみは特に多いことについては把握しており、喫緊の課題であると捉えています。事業系ごみについての現状分析は、素案を議論する上での前提条件ではないと考えているため、記載していないものです。</p> <p>⑧について ・市では、一般廃棄物処理基本計画において、「民間回収の推進」を掲げており、既に民間事業者に対して、資源物の回収施設を増やすなどの働きかけを進めているところですが、今後も取り組みを強化していきたいと考えております。なお、事業所から、地域の集積所の場所として、駐車場の提供を受け、行政が回収する場合であっても、事業所から出たごみを家庭系ごみと併せて回収することはできません。</p> <p>⑨について ・市としても指定袋制度を導入するのみではなく、市民の意識の高揚に対しての周知啓発が重要であると考えております。ただし、どちらかを二者択一的に実施するというのではなく、双方の施策を推進していく必要があると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
---	----------------	-------------	---	---

7	持参	・市内に住所を有する人	<p>「ごみ指定袋制度及び有料化」には「賛成」です。 説明会会場(7. 26)での質疑を踏まえて重複しないと思われる意見と提案です。 ○「素案(4)家庭系(燃やせる)ごみの内訳」が割合で示されていますが燃やせるごみは収集車毎に重量を把握、即、焼却されると思われます。割合はどのように算出しているのでしょうか。 ○指定袋の販売方法は、弘前市が公表した仕様を基に登録製造事業者が製造・流通、販売は販売店が行うとのことで、価格の違いが生じるとの説明でした。また、製造事業者も販売するのでしょうか。市で発注入札したほうが、安価で統一価格で販売することができるのではないのでしょうか。市で発注しない理由を教えてください。なお、製造品の完成検査は市で行いますか。 ○リサイクルモアについては配布資料以外にもスーパー(ecoキューブ)などに設置されています。市ではもっと広報する必要があるのではないのでしょうか。 ○ボランティア清掃ごみは、申請により指定袋を交付する予定とありますが、違反ごみの増加が見込まれます。違反ごみを出す人の心理はいずれ収集されることがわかっているから出すのではないのでしょうか。市の説明では従来通り、ボランティア処理をお願いするとのことでしたが抜本的な対策を検討しないのでしょうか。生ごみ以外は手を付けずに置いておきたいと考えています。市で収集の方から情報を得て市での収集をお願いします。 「市の広報誌について」 燃やせるごみのゆくえは「焼却し、電気や熱として回収」、焼却灰を埋め立てと記載されていますが焼却灰の資源化は行われているのでしょうか。 「ごみの分別について県内各自治体の状況から」 ○弘前市ではプラスチック等ごみの大半は燃えるごみとして分別されていますがリサイクル可能なものも含まれているのではないのでしょうか。県内では不燃ごみでの分別が大半です。 ○弘前市では、アルミホイルは燃やせないごみに分別されています。アルミホイルは食品の調理に使うことが多く、汚れが簡単に落ちず月1回の収集日まで、保管するのは困難な状態です。プラスチック類のごみの大半が燃えるごみに分別されていること。県内自治体でも可燃ごみとして分別されていることから、変更を考えていただけないのでしょうか。 最後に、審議会の答申を受けて基本計画を策定していることは理解できましたが、制度導入について条例や議会との関連がよくわかりませんでした。議会では反対会派からの一般質問もあり、導入が可能なのでしょうか。</p>	<p>・当市では家庭や事業所から排出されるごみの種類及び量の割合を調査する一般廃棄物組成分析調査を行っており、サンプルの収集は別途行っているものです。 ・指定袋を市が販売することは予定しておりません。市が指定袋を発注し、販売店を通して市民に提供している自治体もありますが、本市の規模でその方法を採用した場合、流通や在庫管理に多額の費用を必要となり、同じ仕様・規格の袋であっても、民間主導で制作したよりも、より高い販売価格になる可能性が高いと考えられます。また、市が袋の調達や販売に関与すると、流通に関するノウハウを有する民間事業者よりも多くの期間を要するだけでなく、行政手続き等にも多くの期間を要するため、急な需要で品切れになった場合には対応できないリスクもあります。指定袋制度は、製造・流通・販売事業者による自由競争での販売制度です。このような自由競争原理が働く市場において、正当な理由なしに商品の販売価格を拘束することは、独占禁止法に抵触する恐れがあります。つまり、販売価格を統一することを目的として、市が介入することが困難であるため、販売価格は各事業者の自主裁量に委ねることになります。また、こうした自由競争が行われることにより、より良い質の指定袋を、より低価格で販売できるとともに、適正な販売が確保されるものと考えております。指定袋の製造事業者には、市が定めた規格を遵守するよう求めています。また、市の発注物ではないため、完成検査はできませんが、販売後も定期的に抜き打ち調査を行い、品質のチェックを行う予定です。 ・配布資料については、具体例を記載しているものです。他の民間事業者が設置する資源物の回収拠点についても、拡大を推進し、周知広報に努めたいと考えております。 ・現在、事前に環境管理課窓口へ申請いただいたボランティア清掃によって生じたごみについては、必要数を無料で配布しています。指定袋が導入された後も同様の取扱いとなる予定です。違反をするケースもありますが、マナー違反のごみをそのまま収集してしまうと、いつまでたってもごみ出しマナーが改善されず、収集場所の管理に多大な労力をかけ続けることになるため、やむなく取り残しを行っています。ごみの排出状況が特に悪質な場合には、個別に環境管理課へご相談ください。 ・現在、費用対効果などの理由から、焼却灰の資源化は行っておりません。 ・平成20年度にプラスチックを燃やせるごみに変更しておりますが、その理由の一つとしては、収集後に半分程度が燃やせるごみになっていたということが挙げられます。近年、プラスチックの素材も臭いに強い素材や、保温性が優れていたり、何層にもなっており、高度化してきています。素材の違うものを、全て一概にリサイクルすることが技術的にできなかったため、結果、半分程度がリサイクルされずに燃やされていました。更には、収集運搬するための車両にかかる燃料代や地球に与える環境負荷、焼却施設で発電ができるようになったことなど、総合的な観点で判断したものです。一方、他自治体では、その他プラスチックを分別して、収集していますが、焼却施設での発電能力や、分別収集するにあたっての費用や環境負荷を総合的に判断して、分別を選択していると思われます。どちらの考え方が良いという事ではなく、地区ごとの事情や特性を考えた上での判断になっていると思います。 ・また、プラスチックを除外した上で燃やせるごみを分析した場合でも、弘前市は他都市と比較して燃やせるごみが多くなっており、その主な要因は生ごみや古紙類が多く含まれていることによるものです。 ・アルミ箔(アルミホイル)の取扱いについては、今後の参考とさせていただきます。 ・意見交換会では、ごみの減量化・資源化に関する様々なご意見を伺いましたが、市民からは「弘前市のごみの減量化や資源化を取り巻く現状を理解したが、市民だけに負担を求めることなく、まずは更なる減量化に向けて市民・事業所・行政が一体となって努力をするべき」との意見が多かったものです。そこで市は、そのような意見や、ここ数年、ごみの減量が図られている状況を鑑み、また、市議会定例会における議論を踏まえ、他市町村で一定の減量効果の実績がある、ごみ処分手数料を付加しない家庭系ごみ指定袋が、ごみの減量化に有効であると判断しました。また、指定袋に関する条例の有無については各自治体によって異なりますが、当市においては、指定袋の使用を義務づける旨を条例に規定し、可決された場合には、他自治体の例を参考に平成30年度中に導入する方向で、準備を進めたいと考えております。</p>
---	----	-------------	--	---